

三月廿九日
三
白

天王子公國ニ於テ運動會ヲ開キシ(参考ハ〇)會社ニ於テ左ノ嘆氣
書ヲ提出スルヲ決シテ而シテ本日之ヲ會社ニ提出シ一覽致シテ其氣分ニ移レリ

嘆氣書

一、増給日給二百以下ハ二割 二百五十以下 一割五分 三百以上ハ一割増

二、六月以上勤続ノ臨時職之ヲ常雇ト為スル

三、春秋二回運動會ヲ催スル(従来秋一回)

四、退職金也

(1) 解散勸導一ヶ年来滿八日迄平日以上 一日毎二口迄引付テテ増スル

(2) 自己退ノ場合ハ勤続一ヶ年来滿八日迄 三十五日以上 三十五日以上 三十五日

五、衛生設備ノ改善

(三月二十九日報)

大正十一年三月二十九日

(大阪府報)

横川橋梁株式會社労働會議ニ關スル件(第二報)

一、解決月日 三月二十九日

二、参加職工 三百八十名(全員)

三、經過 息業四日間

四、會社側面答

1. 増給ハ相當調査上希望ニ副ク採取計ヲ下(平均一割増給)
2. 臨時職工ヲ常雇ト為ス時ハ今後但長ク會社ニ請求スルヲ
3. 運動會開催ハ組長立案シ會社ニ協議スルヲ
4. 退職手当ハ来ル五月會社ヲテ發表シ付保留スルヲ

642

和

内務省